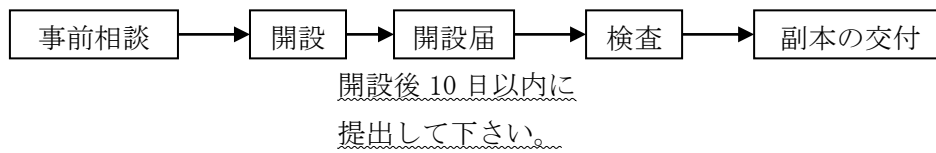


❀❀ 施術所開設等届出手続き ❀❀



提出書類

提出書類		部数	記載上の注意
施術所開設届		2	あん摩・はり・きゅうと柔道整復では様式が異なります。
添付文書	業務に従事する 施術者の免許証	2	免許証本証を確認しますので、本証を窓口にお持ち下さい。
	施術所の平面図	2	ベッド・機器類の配置、各室の用途、寸法および面積、外気開放面積と位置または換気扇の位置、消毒設備の位置を記入して下さい。
	施術所への案内図	2	最寄駅等から施術所までがわかるもの。
	開設者が法人の場合 定款及び 登記事項証明書	2	目的に施術所運営が含まれている必要があります。 登記事項証明書のうち 1 通は写しでかまいません。 (発行後 6 ヶ月以内のもの)

構造基準

- ・ 施術室面積（専用の施術室 6.6 m²以上）
- ・ 外気開放面積（施術室床面積の 1/7 以上）
*ただし換気機能があるときはこの限りでない
- ・ 待合室面積（3.3 m²以上）
*待合室と施術室の区画は固定壁で仕切られていることが望ましい
- ・ 器具・手指の消毒設備を有すること。
*はりを業とする場合には、オートクレーブ・乾熱滅菌器等を設置すること。但し、使い捨てのはりを使用する場合には、使用済みのはりの保管及び廃棄を安全な方法で行うこと。

その他

- ・ 常に清潔に保つこと
- ・ 採光、照明及び換気を十分にすること
- ・ 医療法、医師法に接触するような名称は使用できません。
※ 紛らわしい例：はり科〇〇診療、診察等、鍼灸医〇〇、中国鍼医〇〇

* 施術所を廃止したときは廃止届を忘れずに提出して下さい。

大田区保健所生活衛生課医薬担当
〒143-0015 大田区大森西 1-12-1 大森地域庁舎 6 階
TEL 03-5764-0692 FAX 03-5764-0711

開設届出の内容に変更があった場合は変更届が必要です

変更事項	提出書類	部数	添付書類
業務に従事する施術者	施術所開設届出事項一部変更届	2	新たに従事する場合、資格免許証の写し及び原本掲示
業務に従事する施術者の氏名		2	戸籍謄(抄)本、書き換えた資格免許証等の変更内容が確認できる書類
開設者の住所		2	個人開設…無し 法人開設…登記事項証明書
開設者の氏名		2	個人開設…戸籍謄(抄)本等 法人開設…登記事項証明書
施設名称		2	無し
構造設備		2	新・旧の平面図

休止・再開・廃止するときは、**施術所休(廃)止再開届** を2部提出してください。

施術所の広告の制限

施術所の広告には制限があります

以下の表に示した事項のみ広告することが可能です。

あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師 (あはき法第7条第1項)	柔道整復師 (柔道整復師法第24条第1項)
<ol style="list-style-type: none"> 1. 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所 2. 業務の種類(あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業) 3. 施術所の名称、電話番号及び所在地 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所 2. 施術所の名称、電話番号及び所在地
<p>上記について広告する場合にも、その内容は、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。</p>	
<ol style="list-style-type: none"> 4. 施術日及び施術時間 5. 厚生労働大臣が指定する事項 <ol style="list-style-type: none"> 1) もみりようじ 2) やいと、えつ 3) 小児鍼 4) 施術所を開設した者が、施術所の所在地の保健所に開設の届出をした旨 5) 医療保険療養費支給申請ができる旨(申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る) 6) 予約に基づく施術の実施 7) 休日又は夜間における施術の実施 8) 出張による施術の実施 9) 駐車設備に関する事項 	<ol style="list-style-type: none"> 3. 施術日及び施術時間 4. 厚生労働大臣が指定する事項 <ol style="list-style-type: none"> 1) ほねつぎ(又は接骨) 2) 施術所を開設した者が、施術所の所在地の保健所に開設の届出をした旨 3) 医療保険療養費支給申請ができる旨(脱臼又は骨折の患部の施術にかかる申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る) 4) 予約に基づく施術の実施 5) 休日又は夜間における施術の実施 6) 出張による施術の実施 7) 駐車設備に関する事項